※ 登録番号	第８９６号（令和 ８ 年１１月１０日）
1.投資顧問業の種類	[一般不動産投資顧問業]　総合不動産投資顧問業
2.法人・個人の別	[法人]　個人
（ふりがな） 3.商号又は名称	（かぶしきがいしゃたいせいさんぎょう） 株式会社大生産業
（ふりがな） 4.氏名 （法人である場合は代表者氏名）	（うめむら　ただお） 梅村　忠生
5.資本金額	９，９９５万円

6.役員

（ふりがな） 氏名	役職名	常勤・非常勤の別
（うめむら　ただお） 梅村　忠生	代表取締役	[常勤]　非常勤
（ふじた　けんじ） 藤田　健二	取締役	[常勤]　非常勤
（すぎえ　よしさだ） 杉江　善貞	取締役	[常勤]　非常勤
（こんどう　のぶゆき） 近藤　誠之	取締役	[常勤]　非常勤
（つだ　しんご） 津田　真吾	取締役	[常勤]　非常勤
（たきざわ　まもる） 瀧沢　守	取締役	常勤　[非常勤]
（とだ　しげる） 戸田　滋	取締役	常勤　[非常勤]

（まつやま　ひろし） 松山　宏	取締役	常勤　非常勤
（うめむら　まさみ） 梅村　正美	取締役	常勤　非常勤
（やまざき　かつじ） 山崎　克司	監査役	常勤　非常勤

（記載上の注意）

1　「※登録番号」には、記載しないこと。

2　「1.投資顧問業の種類」は、該当するものに○印を付けること。

3　「2. 法人・個人の別」は、該当するものに○印を付けること。

4　「3.商号又は名称」、「4.氏名」

（1）　法人は商号を「3.商号又は名称」に記載し、個人は氏名を「4.氏名」に記載すること。

（2）　個人は、「3.商号又は名称」に、商号登記をしている場合はその商号を、商号登記をしていない場合は、屋号等の名称を記載することができる。

（3）　外国人においては、外国人登録証明書等に記載された通称名がある場合は、「4.氏名」に（　）書きで併せて記載することができる。

5　「5.資本金額」には、出資総額を含む。

6　「6.役員」について、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第2面の次に添付すること。

（第３面）

７.第４条第１項第３号又は第４号に規定する重要な使用人

（ふりがな） 氏　　名 （使用人の種類）	職　　名	統括する業務の別
（うめむら　ただお） 梅村　忠生 判断業務統括者	代表取締役	投資判断 売買・賃貸 管理
計　　１　　名		

（記載上の注意）

１　第４条第１項第３号に規定する重要な使用人の種類（営業所の業務を統括する者、不動産の価値の分析又は当該分析に基づく投資判断を行う者、助言の業務を行う者、判断業務統括者等）を「氏名」に付記することとし、複数の種類に該当する場合は、その該当するすべての種類を付記すること。

２　「統括する業務の別」には、判断業務統括者が統括する業務の別（投資判断、売買、貸借、管理等）を記載すること。

３　記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第３面の次に記載すること。

（第４面）

８.不動産投資顧問業を営む営業所の名称及び所在地

名　　称	設置年月日	所　在　地
株式会社大生産業	平成１３年 ５月２７日	郵便番号５２０－２３３１ 滋賀県野洲市小篠原１９７９番地 電話番号０７７－５８６－３４５６
計　　１　　店		

（記載上の注意）

１　「名称」には、主たる営業所及びその他の営業所を、それぞれ区分して記載すること。

２　「所在地」には、その営業所の電話番号を併せて記載すること。

３　記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第４面の次に添付すること。

９.業務の方法

１．限定なし
２．単発的な取引に係る助言、一定期間継続的な資産運用に係る助言
３．成功報酬体系
　　不動産投資総額の１～３％とする。
　　但し、詳細は契約締結時に決定する。

投資総額	１億円以下	→	３％
	１億円超～５億円以下	→	２％
	５億円超	→	１％

　　但し、見積提出後、個別協議で決定する。
４．契約時半額・業務完了時半額

（記載上の注意）

次の各項目につき記載すること。

1　投資助言業務又は投資一任業務の対象となる不動産の種類（例：業務用ビル、商業施設、住宅等）、規模及び所在する地域

2　助言の方法（例：単発的な取引に係る助言、一定期間継続的な資産運用に係る助言等）

3　報酬体系

（１）顧客が不動産投資顧問業者へ支払う報酬の定め方を具体的に金額を明示して記載すること。

（２）会費制の場合において会費の額により助言の内容及び方法が異なる場合は、当該内容及び方法を会費額別に具体的に記載すること。

（３）成功報酬体系を採る場合は、その報酬の算出方法、売買の確認方法を具体的に記載すること。

4　報酬の支払時期

5　匿名組合、信託及び特定目的会社等を用いる場合はその方法並びに第４条第３項第５号に規定する業務を営もうとする場合は当該業務の方法

6　総合不動産投資顧問業者の登録をしようとする者にあっては、不動産の運用実績の開示について、ＧＩＰＳ基準（資産運用会社による運用実績の公正な表示と完全な開示を確保するために定められた国際共通基準をいう。）に準拠表明をしたものである場合には、その旨

１０.既に有している免許、許可又は登録

業 の 種 類	免許等の番号	免許等の年月日
１．金融商品取引法第２９条の登録		
2. 宅地建物取引業法第３条第１項の免許	国土交通大臣（２） 第９６３０号	令和６年 １０月１７日
３．不動産特定共同事業法第３条第１項の許可		

（記載上の注意）

１から３までのうち該当するものに○印を付け、その免許等の番号、年月日を記載すること。

１１.不動産投資顧問業以外の事業の種類及び内容

１．宅地建物取引業
２．不動産の売買、賃貸借、仲介及び管理、並びにコンサルティング
３．土木建築の設計、施工、請負並びに監理
４．住宅設備機器の販売
５．損害保険の代理店業
６．信託契約代理店業
７．自然エネルギーによる発電事業及び電気の売買に関する事業
８．各種動産のリース、レンタル、売買及び保守管理
９．飲食店の経営
１０．電気通信工事業
１１．電気通信機器の販売
１２．前各号に附帯する一切の業務

（記載上の注意）

1　日本標準産業分類表細分類又は定款の内容に従って記載すること。

2　第６条第２項第２号カの不動産投資事業については、当該事業の対象となる不動産の種類、規模及び所在する地域を記載すること。

１２.主要株主の商号、名称又は氏名及び住所

（ふりがな） 商号、名称又は氏名	保有する株式の数又は出資の金額	割 合	住　　所
（うめむら　ただお） 梅村　忠生	３，９８７	５３ ％	滋賀県野洲市 永原６５１番地

（記載上の注意）

1　「主要株主」とは、法人の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五以上の株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している者をいう。

2　「割合」とは、保有する株式の数又は出資の金額の発行済株式の総数又は出資の総額に対する百分比をいう。

3　実質的に保有する株式の数又は出資の金額の多い順に記載すること。

4　名義を親族（配偶者並びに三親等以内の血族及び姻族）に分割している場合は、合算した株式の数又は出資の金額を「保有する株式の数又は出資の金額」に、その合算した割合を「割合」に（　　）書きで記載すること。

5　記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第８面の次に添付すること。

１３.役員の兼職の状況

(ふりがな) 役員の氏名	常務に従事している他の会社の商号及び業務の種類又は他に営んでいる事業の種類
該当なし	

（記載上の注意）

1　「常務に従事している他の会社の商号及び業務の種類又は他に営んでいる事業の種類」の業務の種類又は他に営んでいる事業の種類は、日本標準産業分類表細分類により記載すること。

2　記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載してその書面を第９面の次に添付すること。